

平成 26 年第 2 回愛知県子ども・子育て会議 議事録

1 日時

平成 26 年 9 月 12 日（金）午後 2 時から午後 4 時

2 場所

三の丸庁舎 8 階 大会議室

3 出席者

委員 21 名中 20 名

（出席委員）

池田和泉委員、伊藤聡委員、伊東世光委員、伊藤富士子委員、神谷常憲委員、河野ルミ委員、後藤澄江委員、榊原輝重委員、柴田寿子委員、鈴木照美委員、鈴木小百合委員、津浦純子委員、野田正文委員、野田洋子委員、福上道則委員、丸山政子委員、望月彰委員、山下幸子委員、山本チヨエ委員、渡辺充江委員

（事務局）

少子化対策監ほか

4 議事等

（後藤会長）

本日ご議論いただきたい内容は、配布資料の「論点」の 1 から 4 の内容になります。論点ごとに事務局から説明を行った後、ご意見やご質問をお願いしたいと思います。

まず、議事 1 「平成 26 年度第 1 回会議の結果及び検討事項について」です。議事 1 について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

資料 1 『愛知県子ども・子育て会議の審議状況』をご覧ください。

この会議は、昨年 8 月に第 1 回目を開催し、前回までで 3 回開催しています。平成 25 年度開催しました内容については、資料に記載のとおりです。昨年度の第 2 回会議の審議事項 2 の、「愛知県子ども・子育て支援事業支援計画」のところで説明しました「区域設定」につきましては、今後の検討事項になっておりました。今回、案を作成しましたので、本日の議事の（3）の中でご説明いたします。

資料の右側の「平成 26 年度第 1 回」会議をご覧ください。

今回は、「あいち はぐみんプラン」の次期計画と、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準について、審議いただきました。

「あいち はぐみんプラン」の次期計画では、重点チェック項目を中心とした、平成 25 年度までの「はぐみんプラン」の取組状況について説明し、ご意見をいただき、また 2 つ目の〇になりますが、次期「はぐみんプラン」の計画の位置付け、体系についてご説明し、重点目標と基本施策の項目について検討しました。加えて、「はぐみんプラン」、平成 27 年 4 月から本格実施される子ども・子育て支援新制度に向け策定する必要があります「子ども・子育て支援事業支援計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画、愛知県子どもを虐待から守る条例に基づく計画を一体的に策定することをご説明しました。

なお、本日の議事（3）でご審議いただく「次期プランの重点チェック項目」と関連がありますので、前回資料の「あいち はぐみんプランの取組評価」を、参考資料として添付しています。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準では、改正認定こども園法で、幼保連携型認定こども園は単一の設置認可が必要となりましたので、県が設置認可するに当たっての設備及び運営基準の条例内容についてご説明しました。

その下の欄になりますが、主な意見として、重点チェック項目に関して、「外部環境により変化せざるを得ない指標や、取組と施策効果とが少し遠い指標なども見受けられるので、次期計画ではそういう視点も加えて検討してほしい」といったご意見や、「計画の実効性を図るために、ガイドラインのようなものが必要ではないか」というご意見、妊娠期からの支援、学校教育の充実、配慮を要する子ども等への支援、家庭的養護の重要性についてのご意見、若者の働く意識について、「学校教育で意識醸成を盛り込んではどうか」というご意見をいただいています。

会議の結果として、次期「はぐみんプラン」を少子化対策の総合的な計画と位置付け、3 計画と一体的に策定することについて了承をいただきました。また、幼保連携型認定こども園の基準については、乳児室の面積基準及び風水害等の対策の 2 点を県独自基準として規定することについて了承をいただきました。体系については、意見を踏まえ、引き続き検討となっています。

それでは、資料 2 をご覧ください。

「次期「あいち はぐみんプラン」の体系（案）」です。資料左側が前回の会議でお示した案で、右側が今回お示しする案です。前回と今回で違う部分について、網掛けをしています。

資料左側の前回会議の案をご覧ください。

基本施策 8 の「幼児教育・保育の充実」について、前回の会議において「幼児教育は子どもの健やかな成長をねらいとしており、重点目標Ⅲ（1）の「子育て家庭への支援の充実」の中に整理するのは違うのではないか」というご意見をいただきました。当初、事務局としては、子ども・子育て支援新制度を見据えまして、認定こども園、幼稚園、保育所での幼児教育・保育部分を基本施策の 8 とし、一時保育や延長保育、病児病後児保育などの「地域子ども子育て支援事業」の部分を基本施策の 9 とし、書き分けるイメージを持っておりましたが、ご指摘いただいた点を踏まえ、再度検討し、資料右側の案では、幼児教育部分についてはⅢの（1）「子育て家庭への支援」ではなく、

(2)の「子どもの健やかな成長」で整理することとし、幼児教育の内容については、基本施策13の「学校教育の充実」の中で記載するよう整理しました。

これに伴い、保育の充実については、基本施策8の「多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充」に記載することとなりました。

次に、重点目標Ⅲ(3)の「配慮を要する子どもや家庭への支援」について、(2)の「子どもの健やかな成長への支援」が関わってくるのではないかというご意見、また、「配慮を要する」とあると、問題があるのが前提のような印象を受けてしまうというご意見がありました。意見を踏まえ、資料右側になりますが、(2)の「子どもの健やかな成長への支援」については、基本施策の12から18とし、また、15から18については、国の基本指針の表現を引用し、「専門的な知識及び技術を要する支援」としています。

その結果、「子どもの貧困・ひとり親家庭への支援」については、「子どもの健やかな成長」というよりは、「子育て家庭への支援」であることから、(2)の「子育て家庭への支援」で整理し直しています。「児童虐待防止対策の推進」及び「社会的養護体制の充実」の数字の網掛け部分については、国の基本指針に記載してある順番で、記載順序を変更しているものです。

最後に、体系(案)作成に当たりましては、前回会議で体系に係るご意見のありました委員へ事前にご説明し、本日最終案としてお示しています。

(後藤会長)

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、論点1について伺いたいと思います。今説明のあった内容で、資料2のはぐみんプランの体系案を了承するというところでよろしいでしょうか。

了承いただけるとのこと、ありがとうございました。

続きまして、議事2「子供の貧困対策に関する大綱について」に移ります。子供の貧困対策に関する国の大綱が8月末に閣議決定されておりますので、その概要についての報告を事務局から願います。

(事務局)

資料の3をご覧ください。

この子供の貧困対策に関する大綱の背景にあるのは、政府の調査で、我が国の子供の貧困の状況が先進国の中でも大変厳しいこと、平均的な年収の半分以下の世帯で暮らしている17歳以下の子供の割合、これは子供の貧困率というのですが、この貧困率がOECD内でもよくない状況にあるということです。7月に公表されたデータでは16.3%です。

こうした状況を踏まえまして、昨年6月に議員提案によりまして子供の貧困対策を総合的に推進する「子供の貧困の推進に関する法律」が成立、本年1月に施行されました。この法律の中には、子供の貧困対策の枠組み作りや、政府が「子供の貧困対策に関する大綱」を策定することが書かれています。都道府県は、子供の貧困対策計画を策定、努力義務ですが、することとなっています。

法律の施行後、政府では内閣総理大臣を筆頭とする子供の貧困対策に関する会議を4回開催し、検討を進めてまいりました。検討を踏まえ、つい先日の8月29日に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、公表されたところです。

「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会の均等を図ることを目的とし、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。」という理念をこの大綱は持っています。

この大綱では、資料の左側にあります「10の基本的な方針」を柱として、子供の貧困に関する指標が示され、この指標の改善に向けた当面の重点施策を掲げる内容となっています。

10の基本的な方針は、「1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材の育成をめざす。」とありますほか、2では、「第一に子供に視点をおいて、切れ目ない施策の実施等に配慮する。」また、5の「教育の視点では、『学校』を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、総合的に対策を推進するとともに、教育費の負担の軽減を図る」等、10の基本的な方針が示されたところです。

子供の貧困を表す指標につきましては、国は25の指標を示しています。「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率」が90.8%であるのに対し、全体の進学率は98.6%ですので、生活保護世帯に属する子供の進学率は低いということがわかります。以下、中退率、大学等進学率、就職率、ひとり親家庭の子供の就園率、進学率、親の就業率などが子供の貧困に関する指標が示されています。下段にあります、子供の貧困率16.3%は、過去最悪の数字です。

これらの指標の改善に向けた当面の重点施策としては、「1 教育の支援」、「2 生活の支援」、「3 保護者に対する就労の支援」、「4 経済的支援」などが示されています。

今後、本県の「子どもの貧困対策計画」として、新たな「はぐみんプラン」の中に一体的に盛り込み、この大綱で示された「指標の改善に向けた当面の重点施策」に掲げられた取組を中心に、本県の関係課室等と連携を図りながら、計画に盛り込んでいきたいと考えています。

(後藤会長)

ありがとうございました。子どもの貧困に関することはみなさま関心あるテーマだと思いますし、論点2にもつながってくる内容の説明でした。ただいまの説明につきまして、ご質問などがございましたら。

(伊藤聡委員)

ひとり親家庭の子どもの就園率(保育園・幼稚園)の割合が、72.3%となっています。これは5歳児なのか4歳児なのか、それともどんな数字なのでしょう。

(事務局)

72.3%、ひとり親家庭の子供の就園率についてですが、母子世帯又は父子世帯の小学校入学前の者のうち、保育先として保育所又は幼稚園が選択されている者の割合とされています。出典は平成23

年度全国母子世帯等調査です。「小学校入学前」と書いてあるので、その数字だと思いますが、後程確認してお返事します。

(伊藤聡委員)

小学校へ上がるひとり親家庭のうち、28%が幼稚園保育園に入っていないということになると、私たちの責任もあるなど、そう考えたのでお伺いしました。またデータについて詳しく教えてください。

(後藤会長)

他に質問などありませんか。

続きまして、議事3『『あいち はぐみんプラン』の現状と次期計画の取組方向について』について、論点2にかかわってきますが、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料4、『『あいち はぐみんプラン』の現状と次期計画の取組方向』をご覧ください。

この資料は、次期計画の〈基本施策〉ごとに、これまで県が行ってきた主な取組を整理し、その〈現状と課題〉や次期計画での〈取組方向〉についてとりまとめを行った資料です。

表の2列目の〈H22 から H26 年度までの主な取組〉のうち、白い丸が付いているものと黒い丸が付いているものがあります。これは、資料右上の囲みに記載してありますように、白丸がついているものは平成22年の現行計画策定時から継続して実施している取組、黒丸がついているものは現行の計画を策定した後に、新規で始めた取組を示しています。現在廃止した取組については含まれていません。また、〈現状と課題〉の欄にある点線の囲みの部分は、現状や課題に関連した【参考数値】となっています。

資料は4ページにわたり、全部で22の基本施策について記載しておりますが、時間の都合もございいますので、このうち少子化や子ども・子育て新制度において特に重要と思われる課題に関するものに絞ってご説明いたします。

資料1ページ目、重点目標のI、若者の生活基盤の確保、このうちページの一番下、基本施策4の「結婚支援」をご覧ください。

これまで県は、出会いの場を提供するイベントへの支援や、「あいこんナビ」によるイベント情報の提供を行ってきました。これらの取組が必要となる背景として、未婚化・晩婚化の進行という状況があります。平均初婚年齢は上昇傾向にあり、50歳時点での未婚率を示す数値である生涯未婚率も、男性で18.7%、女性で8.3%と年々増加しているなど、未婚化・晩婚化は年々進行しています。一方で、結婚を希望する人の割合は87.6%。5年前の調査とほぼ変わらない割合です。結婚を希望しているにもかかわらず希望が叶わずに、結婚していない方が少なからずおられるという状況がうかがえます。今後の取組としては、更なる出会いの機会の提供や、地域や企業と連携した結婚を応

援する取組を行ってまいりたいと考えております。

次に裏面をご覧ください。重点目標の二つ目は、「希望する人が子どもを持てる基盤づくり」でございます。このうち基本施策5の「男性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」についてです。

これまで県では、ワーク・ライフ・バランスを推進するため、ファミリー・フレンドリー企業表彰などの啓発事業を行ってきました。今年度は、新たな試みとして、あいちイクメン応援会議を開催し、イクメン応援キャンペーンを行うなど、仕事と家庭の両立を促す取組を行っています。また、女性の活躍状況やワーク・ライフ・バランスへの企業の取組状況を調べるために、女性の活躍状況の実態調査を実施しています。

こうした取組が必要な背景としては、子育て世代の男性の5人に1人が週60時間以上働いているという長時間労働の状況や女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」の谷が、愛知県では全国平均に比べて深いという状況への対応が求められていること、共働き世帯が増えているため、これまで以上にワーク・ライフ・バランスを推進する必要があることなどが挙げられます。今後も、ワーク・ライフ・バランスを社会全体で進めてまいりたいと考えています。

続いて、基本施策の「6 男女共同参画の推進」についてです。

県では、「男女共同参画の推進」として、男女共同参画月間推進事業を行い、男性の育児参加を促すため「子育てハンドブック」を作成し、ネットで配信するなどの取組を行っております。

取組が必要な背景としては、子育て世代の男性の家事関連活動時間が短いことや、固定的役割分担意識が依然として残っていることがあります。例を挙げると、国が実施した意識調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に賛成と答えた人は51.6%、6歳未満の子どもをもつ男性の家事関連時間は1日の間で64分となっています。今後も、男女共同参画の啓発を進めるとともに、男性も女性も子育てに参画する環境づくりに取り組んでまいりたいと考えています。

重点目標の三つ目は、すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援」です。このうち基本施策の8「多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充」をご覧ください。

県では、3歳未満児の保育や、延長保育、病児・病後児のための保育など多様な保育ニーズに答えるために、低年齢児が入所しやすくなるための補助事業や、延長保育促進事業、病児・病後児保育の実施を促す事業を行っています。また、就学児童の放課後対策として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備事業を行っています。

来年4月から、子ども・子育て支援新制度が始まりますが、この新制度は、待機児童や保育士の不足、共働き世帯の増加に伴う多様な保育ニーズや放課後児童クラブの需要の増大といった課題に対応することを目指しているところです。子ども・子育て支援新制度の実施主体は、市町村とされていますが、県としましては、様々な保育サービスが充実し、保育士等の人材の確保や資質の向上が図れるよう、市町村を支援し、研修を実施するなどの取組を行ってまいりたいと考えています。

基本施策11の「子どもの貧困・ひとり親家庭への支援」をご覧ください。

県ではひとり親家庭の支援として、就業支援センターの運営、日常生活支援事業への助成、遺児手当・児童扶養手当の支給などを行っています。また、子どもの貧困への対策として、スクールソーシャルワーカーの配置、学習支援ボランティア事業への助成などの取組を行っています。

先ほど子どもの貧困対策に関する大綱のところでも説明がありましたが、我が国の子どもの貧困率は16.3%と、およそ6人に1人が貧困の状態にあります。貧困は子どもに大きな影響を与えます。貧困により、限られた教育機会しか得られず、その結果低所得の職に就き、将来の機会や可能性が奪われてしまうといった状況もあります。また、ひとり親家庭では、経済状況や生活に対する不安感があるとの調査結果も得られています。こうした課題に対応するため、学習支援の推進や教育費負担の軽減、相談支援体制の確保や就業支援の充実などを行っています。

裏面に移りまして、基本施策の15「児童虐待防止対策の推進」をご覧ください。

県では児童虐待防止対策として、児童相談センターの機能強化や専門性の向上、児童虐待対応の医療機関のネットワークの構築などの取組を行ってきました。また、妊娠期からの支援にも力を入れており、妊娠届出書を活用したり、乳幼児健康診査を受診していない方を把握することによって、虐待予防につなげる取組も実施しています。

平成25年の児童虐待相談対応件数は2,344件となり、過去最多の件数を更新しました。今後は、こういった状況に対応するため、児童相談センターの体制をより強化するとともに、妊娠期からの虐待予防対策や、市町村や関係機関との役割分担・連携の推進、乳幼児健康診査未受診者の状況の把握の強化を行っていきたいと考えています。

(後藤会長)

それでは、今の説明について、ご意見やご質問などありましたら、いかがでしょうか。

(望月委員)

あいち はぐみんプランは前回の会議での説明にもあったように、子ども・子育て支援計画、子供の貧困対策計画、虐待の条例の計画と一体的に策定するということですが、子ども・子育て新制度との関連では8、9が大きくなるのだろうと思います。

それを前提として、「はぐみんプラン」を考えるときに、子どもの貧困、虐待のような最も困難な状況におかれている子どものことを考えたプランにしてほしいと思います。子どもの貧困に対する指標の中でも、高等学校等卒業後の進路の41.6%が進学、33%が就学と、大学への進学が低い状況にあります。一般の子どもの進学率は50%を超えていることから比べても低いですし、貧困の再生産の問題につながってきます。そういった貧困の再生産や背景にある虐待問題だとか、総合的にとらえていく必要があります。

また、特に問題になるのが、児童養護施設退所後の問題。就労が難しいし、人間関係をうまくつくっていけない。そういう子どもたちの居場所の充実が大切な視点になると思います。これは県の問題なので、ぜひ取り上げてほしいな、県としてきちんと目を向けて行ってほしいなと思います。

(神谷委員)

15の「虐待防止対策の推進」のところで、児童相談センターの機能強化と専門性の向上とありましたが、機能強化、対応強化として土日の対応も考えていらっしゃるかということをお聞きしたいと思います。

(事務局)

土日の職員配置をどうするかというのが大きな問題としてありまして、土日の開設を含めた機能強化は考えていません。

(神谷委員)

土日の開設まではしないが、虐待があった場合に何らかの対応をする、相談体制を作る、そういった部分についてはいかがでしょうか。

(事務局)

現在も365日児童相談センターで児童虐待に対応する体制を組んでいます。地域の方が最寄りの市町村、児童相談センターに連絡をすると、必ずそこにいる代務員からスーパーアドバイザーに電話がつながる体制を整えています。児童虐待の通報に対してすばやく対応できる体制となっています。

(野田正文委員)

神谷委員の質問とも関連しますが、虐待対応件数はとどまるどころか、増加している状況にあります。15の虐待防止対策の項目で、「これまでを上回るような」対策・項目はあるのでしょうか。

(事務局)

児童虐待対策は、最近居所不明児童の問題が大きく取り上げられていることもあり、来年度は、児童相談センターの機能強化を図るとともに、児童相談センターの職員を派遣することで市町村にある要保護児童対策地域協議会の機能を強化していこうという考えです。

もう一点、いわゆる児童養護施設の退所児童への対策については、措置の延長を積極的に行いなさいということが国の方針として、児童福祉法では18歳未満が対象となりますが、20歳未満まで措置の延長ができるという規定があり、その規定を使う形で、措置の延長を行いながら、大学や専門学校等へ進学されるお子さんの生活の支援を児童養護施設でできる仕組みの活用を図っていきたいと思っています。

(後藤会長)

今後の取組の具体的な事業については、たくさん個別のご意見があると思います。今日は大枠のはぐみんプランのご意見をお伺いできればと思います。他に何かご意見がございましたら。

(丸山委員)

子供の貧困にもかかわることですが、子ども、特に女の子が家庭でうまくいなくて街をうろろろしている、知らない人に話しかけられ、お茶を飲まないかなど誘われた結果、予期せぬ社会に入っていくなどのことも起きています。思春期の保健対策として、中学校、高校だけでなく学校外の取組も必要ではないか、色々な連携が必要ではないかと思っており、学校でどう考えているかについてお聞きできればと思います。

(事務局)

委員が言われるように、連携が必要だと思います。計画を策定するときその点については十分留意していきたいと思います。

(後藤会長)

時間の都合もありますので、次の論点に進んでいきたいと思います。論点の3、資料5について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

続きまして、論点3、次期「あいち はぐみんプラン」の重点チェック項目に関する事項について、資料5に基づき、説明いたします。

この資料は、現計画の重点チェック項目をベースとしまして、次期計画における基本施策を推進するために必要な＜新たな指標＞の案を例示したものです。

表の一番右側の列になりますが、＜考えられる新たな指標＞の欄は、現計画の重点チェック項目をベースとして見直しを行った内容を記載しております。

太字になっている項目は、現行の重点チェック項目の一部修正又は項目の変更を行ったものです。また、網掛けになっている部分は、現行のチェック項目を廃止して、新たな指標を設けることを検討しますが、現時点ではまだ案がまとまっていないものです。

指標については、本日委員のみなさまからいただいたご意見を踏まえながら、今後検討を進めていきたいと考えていまして、この資料はそのたたき台と考えていただければと思います。それでは、新たな指標の設定に当たり、現在の重点チェック項目の一部修正や項目の変更を検討しているものにつきまして、順次説明いたします。

まず、重点目標の1「若者の生活基盤の確保」ですが、4つの基本施策のうち、1の「キャリア教育の推進」につきまして、現計画の重点チェック項目である「インターンシップを実施する学校数の割合」を「インターンシップを実施する生徒の割合」に修正したいと考えております。これは、インターンシップを行う県立高等学校の割合が既に100%となっていることによるものです。

次に重点目標のⅡ、「希望する人が子どもを持てる基盤づくり」ですが、3つの基本施策のすべてについて、重点チェック項目の追加や変更を考えています。

まず、基本施策の5「男性の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」については、基本施策に「男性の働き方の見直し」を取り入れたことに伴いまして、指標の方にも新たに「男性の育児休業取得率」を加えることを検討しています。

次に基本施策の6「男女共同参画の推進」は、重点チェック項目の「男性の家事関連時間」を「固定的役割分担意識に関する指標」に変更することを検討しています。これは、固定的役割分担意識に関する調査を計画策定期間中に行う予定であるため、進捗状況がより把握しやすいことによるものです。

また、基本施策の7「安心安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援」について、「妊婦の喫煙率」と「妊婦の飲酒率」を指標に追加することを検討しています。これは妊婦の喫煙や飲酒が妊娠・出産の安全に大きく影響することを考慮したものです。

続きまして、重点目標のⅢ、「すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援」のうち、(1)「子育て家庭への支援を充実する」について、基本施策の8「多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充」の重点チェック項目「放課後児童クラブの実施箇所数」を「登録児童数」に修正しています。これは、現計画の目標である小学校区に1か所程度の実施はおおむね実現しておりまして、今後、さらに登録児童の拡大を目指していくことによるものです。

次に基本施策の9「子育て家庭を支える支援の充実」につきましましては、従来の項目である「子育て情報・支援ネットワークの構築市町村数」を廃止し、新たに「利用者支援事業の実施箇所数」、「養育支援訪問事業を実施している市町村の割合」という新たな指標を設けることを検討しています。これは、ネットワークによらない多様な情報提供が市町村で行われるようになってきたこと、また平成27年度から始まる子ども・子育て支援新制度において、子育て家庭を支援する新たな事業が実施されるなど、支援の充実が図られることを踏まえたものです。

次に基本施策の11、「子どもの貧困・ひとり親家庭への支援」は、現計画の「母子自立支援給付金新規給付人数」という項目に代わりまして、「母子家庭等自立支援プログラムの策定件数」を新たな指標の案とすることを検討しています。これは、母子家庭等自立支援プログラムが母子家庭の就労自立に向けた効果的な取組であると考えているためです。

続きまして(2)の「子どもの健やかな成長を支援する」のうち、基本施策の13「学校教育の充実」です。現計画の項目である「幼稚園や保育所と「連携」している小学校の割合」を「連携・接続」している小学校の割合に修正したいと考えていますが、これは幼児期から児童期の学習や生活につながるための教育課程の編成や実施等を新たな視点として追加したことによるものです。また、現計画の項目である「外部人材の小学校や中学校への派遣時間数」や「スクールカウンセラーの配置校数」については、既に目標をほぼ達成していますので、これに代えて、「あいち夢はぐくみサポーター登録数」、「県内小学校における体力向上運動プログラムの活用割合」を新たな指標としたいと考えています。これらの項目は、平成23年度に策定されたあいちの教育アクションプランⅡ等で推進している項目であり、はぐみんプランにおいても、指標に位置付けて推進していきたいと考えているものです。

基本施策の15「児童虐待防止対策の推進」、16の「社会的養護体制の充実」につきましては、「施設等入所児童に占めるグループホーム及び里親等委託の推進」を新たな指標の案としています。これは、養育の質を向上するため、県として、児童養護施設の小規模化、地域分散化、里親委託の推進に向けて積極的に取り組んでいくことによるものです。

最後に重点目標のⅢ「子どもは社会の希望・未来の力、地域社会の子育て力をアップする」では、基本施策22「県民・企業が一体となって応援する機運の醸成」の重点チェック項目、「子育て家庭優待事業の実施市町村数」を「実施店舗数」に修正したいと考えています。これは、現在既に全市町村で優待事業を実施しており、今後は、さらに店舗数の増加を図っていくことによるものです。

(後藤会長)

ありがとうございました。今の説明に関して、質問や指標に対するご助言などございましたら、お願いします。

(丸山委員)

幼稚園と保育所、小学校との連携はとても大切だと思います。

また、小学校と中学校の連携も大切ではないでしょうか。中学校に行って子どもの変化が見えるということもあります。その連携、情報交換も必要ではないかと感じました。

(伊藤富士子委員)

2点ありまして、3「思春期保健対策の充実」には、10代の人工妊娠中絶率がチェック項目にふさわしくないということ、もうひとつは、7「安全安心な妊娠・出産の確保」に関することです。

まず、人工妊娠中絶率については、統計を取り始めた1955年からずっと右肩下がりでした、原因はわからないのですがずっと下がっているのです。ただ、唯一例外が、20歳未満の中絶率。ずっと上がりっぱなしで2001年にピークを迎えまして、その後は下がっています。20歳代前半も、ずっと下がっていたのですが、2001年にピークを迎えまして、その後下がっている。この下がっているのは、全体が下がっているという流れから見ますと、思春期教育の成果というのはちょっと違うのではないかと。また、ことに10代の妊娠中絶の内容が問題でして、50%以上が中期中絶、非常に遅れた時期の中絶。もっと問題なのは、17歳以下の分娩数が非常に増えていること。ですから、中絶率が下がったことイコール避けたい妊娠が減ったわけではなくて、17歳以下の若い子どもたちが出産しなければいけないくらいのところまで気づかれていない。それもひとつ中絶率を下げた原因の一つかもしれません。

もしこれを指標としていくなれば、17歳以下の子どもの分娩数も挙げていただきたいと思います。私はどちらかというとそれよりも、養護教諭さんに相談する窓口を作ってその相談数を指標にするとか、養護教諭の方に講習会を行ってもらい、その開催件数とか、受講件数とか、そういうものが指標になったらいいと思います。

また、安心安全な妊娠については、妊婦さんの飲酒率や喫煙率もいいのですが、実行を伴うことになりますと、妊婦健診の休業補償の実施率、特に企業で、といったものも指標としてふさわしいと考えます。

(野田洋子委員)

私も伊藤先生が言われたところと同じですが、3「思春期保健対策の充実」で人工妊娠中絶の実施率を保健対策が充実しているということを表す指標と結びつけるのは違うのではないかと思います。

豊田市では、数年前から中学生で妊娠出産ということを知ることになり、このままではまずいということで、保健師が講師となり各中学校で、思春期教育として、性教育を保健体育等の時間を活用し、実施しています。そのおかげかどうかわかりませんが、中学生の妊娠出産数が減ったように思います。ですので、人工妊娠中絶率を挙げられるよりは、10代の妊娠出産数を指標にした方がいいのではないかと思います。

7「安心・安全な妊娠・出産の確保」では、禁煙率、飲酒率、それもひとつかと思いますが、私は妊婦健診の受診率が高くなればなるほど、安心安全な妊娠出産ができると思いますので、受診率を掲げられるとより良いのではないかなと思います。

(柴田委員)

里親に来るお子さんに、兄弟間の妊娠で生まれた赤ちゃんが来ることがあります。そのお子さんは多くのケースで障害をお持ちです。そういったお子さんが里親や養護施設に預けられて、その将来はとても大変な思いをするということがあります。家族間での妊娠といったような望まれない子ができないように、そういったことを若いうちに子どもさんたちに伝えていただける方法を現場の方が実施していただくと、よりよい子育てが続いていくのではないかと思います。

(後藤会長)

はぐみんプランの中にも、課題が解決できるような方法の項目が入るように、また今言われたような視点を取り入れてほしいと思います。他にご意見あります方は。

(津浦委員)

女性が働き続けるために、多様な保育サービスが提供されることはとても重要だと思います。チェック項目にいくつかありますが、こういった保育サービスを充実させていくことは重要だと思います。また、保育士は離職率が高いですが、とりわけ愛知県の保育士は常勤保育士の割合が低く、ワースト3位とか4位のような状況だったと思います。非常勤が多いと、こんな大変な仕事を非常勤で…と更なる離職率の上昇にもつながってきますし、子どもの命を預かるので、常勤保育士をもっと増やしてほしいと思います。事故防止にもつながると思うので、保育士の常勤、非常勤の割合といったようなこともいれていただくといいのではないのでしょうか。

(望月委員)

意識調査の結果、ニーズとして経済的な支援を求める声が多かったと記憶しています。非正規雇用が多い状況が見られますが、非正規雇用は生活不安につながってきます。

また、私が全国調査を行った時に思ったことなのですが、固定的役割分担のことを指標にするのはどうかと思いました。もっと子育てしたいという父親が多いんです。けれど、残業を強いられて

いたり、非正規の方は稼ぐために長時間働く。役割意識の問題ではなく、収入の問題、労働形態の問題が大きいです。ですので、各企業の正規雇用率を上げていく、そういったものが指標にならないかと思えます。

もうひとつは、基本施策の 15、16 あたり、グループホームの数を指標とすることに加え、施設の職員配置を改善していくとか、里親の負担を減らすレスパイトの場の整備など、援助内容の改善につながる指標を作ってほしいと思えます。

(後藤会長)

ありがとうございました。具体的に取り組んでいく指標を設定したほうがいいということに対し、色々な意見をいただきました。県としても、具体的に数字として把握できる見通しがあるものを指標として設定することとなると思えますが、今日はそれぞれの担当者が来ていますので、今のようなことを反映して、検討するというところでよろしかったでしょうか。

続いて、論点の 4 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料 6 「区域の設定について」をご覧ください。

まず、「1 目的」ですが、市町村及び都道府県は、それぞれ計画で定める区域ごとに、教育・保育の量の見込み、確保策及びその実施時期を定めることとされています。都道府県の区域は、(2)のイにあるように、認定こども園及び保育所の認可・認定の際に行う需給調整の判断基準となります。なお、幼稚園は需給調整の対象外です。需給調整については、後程説明をさせていただきます。

次に「2 区域設定の考え方」ですが、(1)の市町村が定める区域は、教育・保育提供区域として、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。(2)の都道府県計画における区域は、市町村が定める区域を勘案するとともに、隣接市町村間等における広域利用等の実態を踏まえて、区域を定めることとされています。ただ、区域を設定したことによって、市町村を越えた広域利用が制限されるものではありません。従って、保育所の利用者である保護者の方にとっては、これまでと特に変わる部分はありません。

また、4つ目の「○」にありますが、広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて 1号から 3号の認定区分ごとに区域を設定することができることとなっています。

1号は満3歳以上の学校教育のみ、つまり保育の必要性のない就学前の子どものことです。同様に 2号とは、満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと、3号は満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものことを言い、市町村が保護者からの申請に基づき、認定を行います。

なお、これまで説明したことは、平成26年7月に告示されました国の基本指針に基づくものです。

こうした考え方を踏まえた、現時点での市町村の区域設定の状況ですが、「3 市町村が定める教育・保育提供区域の状況について」の表にありますとおり、多くの市町村が 1号から 3号において、市町村全域を 1区域とする予定となっています。

次に「4 隣接市町村間等における広域利用の実態について」です。

(1)私立幼稚園の広域利用は、市町村の区域外に通っている、つまり広域利用を行っている児童の割合が県全体で 11.05%と高い割合となっていることから、ある程度広域の区域設定が必要ではないかと考えています。これに対して、(2)保育所は、広域利用の割合が 1%未満と非常に低いことから、広域の区域設定になじまないのではないかと考えています。

また、「5 教育・保育の認可・認定の際に行われる需給調整について」にあるように、県は、申請のあった認定こども園・保育所が認可基準を満たす場合は、認可・認定するものとされています。

ただし、2つ目の「○」にあります。県が設定する区域における利用定員総数に既に達しているか、あるいは設置によってこれを超えることになるかと認められるときは、「認可・認定をしないことができる」とされています。

資料の最後にあります「別添3」をご覧ください。これは、区域の設定によって、需給調整にどのような影響がでるのかをお示しする資料です。

一番上のパターン1では、市町村の単位で区域を設定していき、右から2番目のY町を見ると、需要40に対して供給0と、基準を満たしていれば定員40の範囲で認可・認定しなければならないこととなります。

次に中段のパターン2では、複数の広域区域を設定しています。区域2において、需要が180、供給が160と需要が供給を上回っていますので、既に需要を満たしているX市及びZ町においても認可・認定しなければならないこととなります。

最後にパターン3は、県全域を県の区域として設定した場合です。県全体で需要が供給を下回る場合は認可・認定をしないことができます。需要が供給を上回る場合は、認可・認定をしなければならないこととなります。

資料の1枚目にお戻りください。以上のことを踏まえ、本県の区域設定の案が「6 区域設定案」です。

まず1号は、12区域で設定したいと考えています。これは、既に本県の医療計画や障害福祉計画等で定められている区域と同じ区域です。地域の実情に応じた需給調整をするには、区域設定をより小さくすることが望ましいですが、一方で、広域利用の状況を勘案する必要もありますので、幼稚園の広域利用の状況を反映しつつ、地域の実情に応じた需給調整が可能となる範囲となるよう、設定したものです。

次に2号・3号の区域設定は、市町村単位で1区域に設定したいと考えています。これは、広域利用が少ないことと、現在の保育所の認可が各市町村の状況に応じて行われているためです。

次のページは、1号認定の区域案である12区域を地図上で表したものです。

名古屋市を1つの区域とし、尾張地域を6、西三河地域を3、東三河地域を2にそれぞれ分ける形となっています。

その次のページの資料は、市町村別の私立幼稚園の広域利用の状況について、整理したものです。

左側の「○」で囲んだ圏域が、今回案をお示しした 12 区域です。圏域の外の私立幼稚園を利用して
いる児童の居住する市町村を網掛けで表示していきまして、名古屋市の場合、名古屋市で 1 つの圏域
ですので、名古屋市以外は全て他の圏域となり、網掛けがされています。

右の欄の③は区域外への流出数、④は区域外への流出割合です。また、⑤は逆に区域内への流入
数、⑥はその割合となっています。

次のページの最下段の合計欄をご覧ください。

④と⑥の区域を越える広域利用の割合は 6.69%と②の市町村単位での 11.05%から減少しています。

最後に参考としまして、他の都道府県の検討状況をお伝えします。

本年 7 月に他県が調査された結果によりますと、未定のところもありますが、他県においても 1
号はより広域に、2 号・3 号は市町村単位で設定する傾向が見られます。

(後藤会長)

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見などはございますでしょうか。

(伊東委員)

2 号、3 号は市町村区域ということですが、それと市町村で定める区域との関係性はどのような
のでしょうか。

(事務局)

市町村区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となり、県区域は認定
こども園や保育所の認可や認定の際に行われる需給調整の判断基準になるものです。

(伊東委員)

そうすると、名古屋市は名古屋市全体で需給を考えることになるのでしょうか。

(事務局)

そうです。名古屋市は名古屋市全体です。名古屋市については今でも名古屋市全体で行っていま
すので、実質的には今と同じ形になります。

(伊藤聡委員)

幼稚園は需給調整の対象外といわれましたが、その意味を教えてください。

(事務局)

幼稚園につきましては、公立、私立を問わず需給調整の対象にはならないという意味です。

(伊藤聡委員)

1 号の子どもは需給調整の対象となるのでしょうか。幼稚園は需給調整とはならないけれど、幼
保連携型認定こども園は対象となるという意味でしょうか。幼稚園は私学振興室、幼保連携型認定

こども園は保育の担当で認可されるということだと思っておりますが、その間の需給調整がされないというのはどういう意味でしょうか。逆に言えば、幼保連携型認定こども園を作るときには、幼稚園とか幼稚園型の認定こども園のことを考えずにどんどん認可できるということでしょうか。

(事務局)

幼稚園のことを考えずに、1号の範囲であればすべて認定こども園を作ることができるというわけではありません。時間も限られていますので、のちほど詳しくご説明してもよろしいでしょうか。

(伊藤聡委員)

わかりました。

(後藤会長)

他にご意見などはございますか。事務局案としては、最終的には、1号認定については12区域、2号、3号認定については市町村単位で1区域という風になったということですが。その事務局案をお認めいただけるということでよろしいでしょうか。

異議もないようですので、案についてはこの内容で、また先ほどの伊藤委員の質問の部分についてはのちほど事務局から具体的に説明するというところでよろしいでしょうか。

では、今後のスケジュールについて、事務局の方からお願いします。

(事務局)

資料7をご覧ください。

本日は第2回として開催していますが、今年度はあと2回開催する予定です。11月又は12月に第3回、そのときは計画の素案を提示します。その後、パブリックコメントを行いまして、年明けに第4回を開催し、計画を策定していきたいと思っております。

また、パンフレットをお配りしています。9月23日(祝)に白鳥ホールで、国が開催する住民向けのフォーラムを開催します。基調講演では、国の会議の委員でもある無藤教授が講演され、県の委員の榊原委員、丸山委員がパネルディスカッションのゲストとして登壇されます。

もう800名くらい申し込みがあるということなのですが、まだ席に余裕があるとのことですので、御関心のある方はお申込みいただければと思います。

(後藤会長)

何か、今のことに関連して、ご質問などはございますでしょうか。

(伊藤聡委員)

私立幼稚園に対して意向調査をされたと思うのですが、その結果についてこの会議で結果を報告するということはあるのでしょうか。

(事務局)

今のところ集計結果について外部に公表するかどうかは決まっておきませんが、また課で検討していきたいと思います。

(伊藤聡委員)

今回の会議の場でもご報告いただけるとありがたいです。

(後藤会長)

他にご意見などはありますでしょうか。特にないようですが、事務局からは何かございますか。

(事務局)

ありません。

(後藤会長)

ありがとうございました。せっかくの機会でございます。どんなことでも結構ですので、ございましたら。

(望月委員)

市町村の計画への支援が必要になってくると思いますので、市町村でどういう状況にあるか、条例化がどこまで進んでいるか、どのような条例になっているか等、実施状況が概観できるとありがたいなと思います。

(事務局)

市町村の状況が概観できるようなものはありませんが、7月に市町村に1回あたり2時間ほどかけてヒアリングを行っています。困っている点はないか、問題点はないかなどを聞いていまして、利用者負担額や困っていることについては情報提供をしています。条例については9月議会ですほとんど制定されていると聞いていまして、また個別の問い合わせに対しては、担当が逐次対応しています。

(後藤会長)

会議の定められた時間も近づいてまいりましたが、このあたりで終了とさせていただいてよろしいでしょうか。

委員のみなさまには本日の議事にご協力いただきありがとうございました。限られた時間でしたので、個別の委員の方からのお気づきの点などありましたら、用紙をお使いいただき、メールかファックスで事務局まで送付ください。

事務局は、本日の内容とみなさんが後から出される意見を踏まえ、今後の計画策定等に生かしていただきたいと思います。